

総務省法令適用事前確認手続（照会書）

平成 18 年 3 月 10 日

総 務 大 臣 殿

あおぞら情報システム株式会社

照会者名 代表取締役社長 吉田紀之

住所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-17-11

連絡先

非公開

総務省法令適用事前確認手続規則（平成 13 年 8 月 29 日総務省訓令第 197 号）
第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1 法令の名称及び条項

電気通信事業法 第 9 条（電気通信事業の登録）

2 将来自らが行おうとする行為に関わる個別具体的な事実

当社では現在、当社 100%親会社である株式会社あおぞら銀行及び、その連結対象子会社の全拠点間を、当社が回線事業者からサービスを受けることとしている通信回線を使用して接続し、各社間で電話・データ等の情報通信を行うことを計画しております。本件行為を実施するにあたりましては、各社から、実費プラス事務取扱手数料に見合う料金を徴収することにしております。

かかる当社の行為が、電気通信事業法第 9 条にいう「電気通信事業を営もうとする者」に該当するか否かにつき、照会させていただきます。

別添 ネットワーク図参照

3 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者の見解及び根拠
（当社見解）

当社行為が、該当法令の対象となるかどうかに関しては、不明と考えており

ます。

当社の行為は、100%親会社たるあおぞら銀行及び、その連結対象子会社という特定の先を対象としているものであり、また、手数料に関しましても必要最小限としていて、不特定多数を対象とした営利目的の事業ではないと考えております。

本行為が、該当法令の対象となる場合には、直ちに、法令に基づき登録申請を行うこととしております。

(根拠)

該当法令に関しての当会社によります。

4 公表の延期の希望(希望する場合のみ)

(1) 理由

(2) 公表可能時期